

00613

鳥取縣告示第三百七十三號

倉吉財務出張所管内ニ於テ縣稅檢査章ヲ左ノ通返納並交付セリ

昭和十七年六月十九日

鳥取縣知事 土肥米之

區分	番號	返納年月日	所屬廳名	職名	氏名
縣稅檢査章	一四	昭和十七年四月二十三日返納	東伯郡宇野村	書記	坂本治四郎
	八二	昭和十七年六月八日交付	同	同	坂本喜代治
	八〇	昭和十七年四月二十三日返納	東伯郡舍人村	同	寺坂八一
	八三	昭和十七年六月八日交付	同	同	伊藤 順造
	一八	昭和十七年五月十二日返納	東伯郡花見村	同	音田利喜藏
	八四	昭和十七年六月八日交付	同	同	牧田 清一
	二〇	昭和十七年四月二十三日返納	東伯郡三德村	助役	菅原 春造
	八五	昭和十七年六月八日交付	同	書記	能見 秋光
	一九	昭和十七年四月二十日返納	東伯郡小鹿村	補記	朝倉 信夫
	八六	昭和十七年六月八日交付	同	書記	馬野 武二
	二一	昭和十七年五月十五日返納	東伯郡三朝村	同	松原 清正

同	八七	昭和十七年六月八日交付	同	同	松原 豐
同	二四	昭和十七年五月十二日返納	東伯郡小鴨村	役場	吉村 房好
同	八八	昭和十七年六月八日交付	同	同	太田 貞則
同	七二	昭和十七年五月十三日返納	東伯郡矢送村	役場	牧田 正名
同	八九	昭和十七年六月八日交付	同	同	村岡 政明
同	二八	昭和十七年四月十八日返納	東伯郡山守村	助役	田中源太郎
同	九〇	昭和十七年六月八日交付	同	書記	岸田 正人
同	六七	昭和十七年五月十五日返納	東伯郡由良町	役場	道祖尾武雄
同	九一	昭和十七年六月八日交付	同	同	吉田 關藏
同	四〇	昭和十七年四月二十八日返納	東伯郡浦安町	役場	伊藤 友輝
同	九二	昭和十七年六月八日交付	同	同	吉田 晴雄
同	四一	昭和十七年四月十五日返納	東伯郡下鄉村	役場	畑本 市藏
同	九三	昭和十七年六月八日交付	同	同	布施 忠一

鳥取縣告示第三百七十四號

國民体力法第十四條ノ二ノ規定ニ依リ保健所長ヲシテ行ハシムルモノ左ノ通定ム

00614

昭和十七年六月十九日

鳥取縣知事 土肥米之

一 職權ヲ行フベキ區域

其ノ保健所ノ擔當區域全部

一 保健所長ノ行フベキ職權ノ範圍

イ 國民体力法施行令第四條、第五條、第十五條、第十八條

第三項及第二十條第二項ニ規定スルモノ

ロ 國民体力法施行規則第十一條ノ三ニ規定スルモノ

鳥取縣告示第三百七十五號

府縣道三本杉赤橋線東伯郡成美村大字出上地内道路ノ區域ヲ左ノ通變更シ變更道路ハ改築シタル地域ヲ以テ其ノ區域ト定メ昭和十七年五月一日ヨリ供用ヲ開始ス

但シ在來ノ道路及其ノ附屬物ハ同日ヨリ供用ヲ廢止ス

昭和十七年六月十九日

鳥取縣知事 土肥米之

現在 在 路 線

東伯郡成美村大字出上字河原 東伯郡成美村大字出上字東屋敷
 田百七拾九番地先ヨリ同所同 百七拾八番ノ參地先ヨリ同所同
 字百八拾七番地先同所字西屋 字百七拾番ノ參同所同字百五拾
 敷貳百八番ノ壹地先ヲ經テ同 參番ノ壹地先ヲ經テ同所同字百

所字川尻貳百參拾六番地ノ壹 五拾五番ノ壹地先ニ至ル地先ニ至ル

鳥取縣告示第三百七十六號

府縣道福成伯耆大山停車場線西伯郡尚德村大字大袋字辨財天路ノ區域ヲ左ノ通變更シ變更道路ハ改築シタル地域ヲ以テ其ノ區域ト定メ昭和十七年五月一日ヨリ供用ヲ開始ス

但シ在來ノ道路及其ノ附屬物ハ同日ヨリ供用ヲ廢止ス

昭和十七年六月十九日

鳥取縣知事 土肥米之

現在 在 路 線

西伯郡尚德村大字大袋字辨財 西伯郡尚德村大字大袋字辨財天
 天參百六拾參番地先ヨリ同所 參百六拾參番地先ヨリ同所字寺
 字山根内海道參百四拾番ノ參 ノ前上河原貳百六拾八番地先同
 地先同所同字參百參拾四番ノ 所字寺ノ前下河原貳百九拾壹番
 參地先ヲ經テ同所字岩權現貳 地ヲ經テ同所字岩權現貳百九拾
 百九拾六番地先ニ至ル 六番地先ニ至ル

鳥取縣告示第三百七十七號

府縣道福成伯耆大山停車場線西伯郡天津村大字福成、境地内道路ノ區域ヲ左ノ通變更シ變更道路ハ改築シタル地域ヲ以テ其ノ區域

ト定メ昭和十七年五月一日ヨリ供用ヲ開始ス

但シ在來ノ道路及其ノ附屬物ハ同日ヨリ供用ヲ廢止ス

昭和十七年六月十九日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

第一 號 (區域變更ノケ所拾ケ所ニ亙ルヲ以テ便宜號數ヲ附シ區域ヲ明瞭ナラシム)

現在 在 路 線 變更 更 路 線

西伯郡天津村大字福成字前河原 西伯郡天津村大字福成字前河
北貳千貳百八拾九番地先ヨリ同 原北貳千貳百八拾九番地先ヨ
所字三斗東壹千七百七拾九番地先 リ同所字三斗東壹千四百八拾
同所字奉公橋壹千五百拾番ノ參 七番地先同所字奉公橋壹千五
地先ヲ經テ同所字ミハカキ五百 百拾番地先ヲ經テ同所字ミハ
拾參番地先ニ至ル カキ五百拾參番地先ニ至ル

第二 號

現在 在 路 線 變更 更 路 線

西伯郡天津村大字福成字龍福寺 西伯郡天津村大字福成字龍福
五百貳拾貳番地先ヨリ同所字ミ 寺五百貳拾貳番地先ヨリ同所
ハカキ五百拾五番ノ參地先ヲ經 字ミハカキ五百拾五番ノ參地
テ同所字龍福寺五百拾七番地先 先ヲ經テ同所字龍福寺五百拾
ニ至ル 七番地先ニ至ル

第三 號

現在 在 路 線 變更 更 路 線

西伯郡天津村大字福成字堤塔五 西伯郡天津村大字福成字堤塔
百八拾壹番ノ壹地先ヨリ同所同 五百八拾壹番ノ壹地先ヨリ同
字五百九拾四番ノ壹地先ヲ經テ 所同字五百九拾參番ノ壹地先
同所字ハテ場畑四百壹番ノ壹地 ヲ經テ同所字ハテ場畑四百壹
先ニ至ル 番ノ壹地先ニ至ル

第四 號

現在 在 路 線 變更 更 路 線

西伯郡天津村大字福成字畑中參 西伯郡天津村大字福成字畑中
百六拾貳番ノ壹地先ヨリ同所字 參百六拾貳番ノ壹地先ヨリ同
寺ノ前六百拾六番ノ四地先同所 所字寺ノ前六百拾六番ノ四地
字寺ノ前六百拾六番ノ壹地 先同所字寺ノ前六百拾六
先ヲ經テ同所字畑中參百貳番ノ 番ノ壹地先ヲ經テ同所字畑中
貳地先ニ至ル 參百貳番ノ貳地先ニ至ル

第五 號

現在 在 路 線 變更 更 路 線

西伯郡天津村大字福成字寺ノ前 西伯郡天津村大字福成字寺ノ
下六百八拾壹番ノ壹地先ヨリ同 前下六百八拾壹番ノ壹地先ヨ
所字荒神前貳百拾四番ノ壹地 リ同所字荒神前貳百拾四番

先ヲ經テ同所字荒神山貳百參拾 七番ノ壹地先ニ至ル

ノ壹地先ヲ經テ同所字荒神山 貳百參拾七番ノ壹地先ニ至ル

第六 號

現在 在 路 線 變更 更 路 線

西伯郡天津村大字福成字荒神前 貳百四拾貳番ノ壹地先ヨリ同所
字荒神山貳百參拾四番ノ壹地先 同所字荒神山貳百參拾四番ノ
ヲ經テ同所字早里貳百貳拾六番 壹地先ヲ經テ同所字早里貳百
ノ壹地先ニ至ル 貳拾六番ノ壹地先ニ至ル

西伯郡天津村大字福成字荒神 前貳百四拾貳番ノ壹地先ヨリ
同所字荒神山貳百參拾四番ノ 壹地先ヲ經テ同所字早里貳百
貳拾六番ノ壹地先ニ至ル

第七 號

現在 在 路 線 變更 更 路 線

西伯郡天津村大字福成字早里貳 百五番ノ壹地先ヨリ同郡同村大
字境字内海道西壹千貳百九番ノ 村大字境字内海道壹千貳百九
壹地先ヲ經テ同所字壹千貳百 番ノ壹地先ヲ經テ同所字壹
拾番ノ壹地先ニ至ル 千貳百拾番ノ壹地先ニ至ル

西伯郡天津村大字福成字早里 貳百五番ノ壹地先ヨリ同郡同
村大字境字内海道壹千貳百九 番ノ壹地先ヲ經テ同所字壹
千貳百拾番ノ壹地先ニ至ル

第八 號

現在 在 路 線 變更 更 路 線

西伯郡天津村大字境字内海道西 壹千八百八拾九番ノ壹地先ヨリ同

西伯郡天津村大字境字内海道 西壹千八百八拾九番ノ壹地先ヨ

所字内海道參百五拾壹番ノ壹地 先ヲ經テ同所字川端參百五拾五
番ノ參地先ニ至ル

リ同所字内海道參百五拾番ノ 壹地先ヲ經テ同所字川端參百
五拾五番地先ニ至ル

第九 號

現在 在 路 線 變更 更 路 線

西伯郡天津村大字境字川端參百 五拾五番ノ壹地先ヨリ同所同字
參百六拾九番ノ壹地先同所字田 中田參百六拾參番ノ壹地先同所
字宮ノ下五百四拾番ノ壹地先ヲ 經テ同所同字五百四拾貳番ノ壹
地先ニ至ル

西伯郡天津村大字境字川端參 百五拾五番ノ壹地先ヨリ同所
字田中田九百六拾七番ノ壹地 先同所字堂ノ前七百貳拾壹番
ノ壹地先同所字寺田堂ノ前六 百九拾八番ノ壹地先同所字東
光寺六百六拾貳番ノ壹地先ヲ 經テ同所字宮ノ下五百四拾貳
番ノ壹地先ニ至ル

第十 號

現在 在 路 線 變更 更 路 線

西伯郡天津村大字境字東光寺六 百五拾四番ノ參地先ヨリ同所字
宮ノ下五百四拾參番ノ壹地先ヲ 經テ同所字百万五百四拾九番地
先ニ至ル

西伯郡天津村大字境字東光寺 六百五拾四番ノ參地先ヨリ同
所字宮ノ下五百四拾七番ノ壹 地先ヲ經テ同所字百万五百四
拾九番地先ニ至ル

00617

鳥取縣告示第三百七十八號

昭和十七年二月三日鳥取縣告示第六十三號中左ノ組合ヲ削除ス

昭和十七年六月十九日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

米子京染商業組合

鳥取縣告示第三百七十九號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル亞麻製品ノ最高販賣價格左ノ通指定ス

昭和十七年六月十九日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

品 種	亞麻連續疊絲及亞麻疊絲ノ最高販賣價格	卸賣業者最	小賣業者最
規 格	柄 單位	高販賣價格	高販賣價格
連 疊 疊 絲	帝國纖維 七番一〇	一五、四〇	一九、二五
下 絲	株式會社 二亞印 子撚 封度	一五、四〇	一九、二五
同	日滿亞麻 株式會社 鐘道印 同	一五、四〇	一九、二五

同	大正製麻 株式會社 雉 印 七番 撚	同	一二、九三 一六、一六
同	連續疊絲 帝國纖維 株式會社 二亞印 四番 同	同	一二、八二 一六、〇三
同	日滿亞麻 株式會社 鐘道印 同	同	一二、八二 一六、〇三
同	大正製麻 株式會社 雉 印 同	同	九、八〇 一二、二五
同	疊 絲 帝國纖維 株式會社 鳳凰印 六番 半一〇〇 子撚 本一把 切糸 一〇把	同	二二、八八 二八、六〇
同	日滿亞麻 株式會社 鐘道印 同	同	二二、八八 二八、六〇
同	帝國纖維 株式會社 鳳凰印 六番 半一〇〇 子撚 本一把 切糸 一〇把	同	一八、七〇 二三、三八
同	日滿亞麻 株式會社 鐘道印 同	同	一八、七〇 二三、三八

本表價格ハ賣主店先渡ニシテ荷造費ヲ含ムモノトス

00618

正 誤

昭和十七年五月十二日第一千三百三十二號告示第二百七十一號一〇頁上段末行「南谷村大字安保」ハ「南谷村大字安歩」同頁下段七行「若櫻宿」ハ「若櫻」告示第二百七十二號一〇頁下段十一行「第三十三條」ハ「第三十二條」告示第二百七十三號一頁上段七行「片原町」ハ「片原」十六行「八東村大字清往」ハ「八東村大字清徳」同頁下段十八行「龍門寺 同郡」ハ「龍門寺 西伯郡」告示第二百七十四號一頁下段七行「幸盤寺」ハ「幸盛寺」告示第二百七十五號一三頁上段十四行「淨學院」ハ「淨覺寺」下段六行「心專寺」ハ「光專寺」八行「八百八番地」ハ「八百八番地」十九行「方地百九十三番地」ハ「方地百九十三番地」告示第二百七十七號一四頁下段六行「同」ハ「日本天主教米子教會」告示第二百七十八號十二行「院ノ名稱」ハ「寺院ノ名稱」末行「百七十五番地」ハ「百七十五番地」ノ孰モ誤

昭和十七年五月二十九日第一千三百三十七號縣令第四十二號三四頁下段五行「軍事扶助法ニ依ル」ハ「國民徵用扶助ニ依ル」四七頁下段九行「軍事扶助法ニ依ル」ハ「國民徵用扶助ニ依ル」五一頁上段初行「軍事扶助法ニ依ル」ハ「國民徵用扶助ニ依ル」ノ孰モ誤

昭和十七年六月一日號外 告示第三百二十二號

一一頁 七、水産動物質肥料中、品位二等「原料新鮮煮熟適度色澤及香氣良好ニシテ夾雜物ノ混入ナキモノ」二等品ニ次グモノ」トアルモノ」二等品ニ次グモノ」ハ誤植

一三頁 八、魚油中、品位三等「遊離脂肪酸量〇%以内ニシテ色澤香氣普通ナルモノ」トアルモノ「遊離脂肪酸量一〇%以内ニシテ色澤香氣普通ナルモノ」ノ誤

彙報

小賣業整備に就て

(職業課)

去る三月十日、政府が「中小商工業者の再編成並びに職業轉換促進に就て」聲明した中で、我が國の中小商工業が既に支那事變發生前から種々缺陷が生じてその合理化が要請され、特に大東亞戰爭の勃發後はいよゝ重點主義に基く生産の増強、及び物資配給の圓滑適正を期し且つ緊要産業部門の勞務の充實を圖つて全産業の合理的な發達を促し、國家經濟の總力を發揮することが國家最大の緊要事となり、これが爲には今日のまゝの産業編成、殊に中小商工業の状態は遺憾ながら許され得ない事態に至つたことを述べられ、次で四月二十一日には「小賣業者の整備に關する件」が閣議で決定されて、その後この小賣業整備に關する實施細目について鋭意研究の結果その成案を得て、五月二十日附商工・農林厚生・大藏・内務の五省次官連名を以て地方長官に通牒せられ、

具体的な小賣業整備計畫の樹立について指示されるに至つたのである。

今や中小商工業者の轉業問題は現下の大きな問題であるが、父祖傳來の家業として、或は小さいながらも一事業態の主人として營業してゐたものが、全然未知の世界への轉業をすることが頗る困難であることはまことに尤もといはねばならぬ。しかし今日の我が國の實情からして大量の轉業、特に小賣業者の轉業は是非實施せねばならぬ事實であつて、第一線の將兵が一身一家を顧みずして君國の爲に奮進する如く、我が業者も一身一家の困難を克服して國家的觀點により斷乎敢行しなければならぬ事柄なのである。この困難なるしかも是非實施せねばならぬ重要問題の實行に當つて、その實施の具体的細目について指示されたのが今回の五省次官連名通牒である。

この内容に於ては小賣業整備に伴ふ物資配給の適正化、轉業者の決定方法、その就職並に生活の安定等について細心の注意を拂はれてゐるのであつて、これに依つて新しい經濟体制下に小賣業の特色と長所を極力生かしつゝ、業種業態と地方の實情に即して圓滑に企業の整備と職業の轉換を行はうとするものである。

00620

即ち整理統合に當つては業者團體の協力の下になるべくこれまでの小賣業者としての個人企業態を存置し、たゞに取扱實績の如何に拘泥することなく轉業の難易、店舗の位置分布、企業の經營規模等を考慮すると共に、市部と郡部、農山漁村等の實情により配給の適正並に消費者の便益を考へ、又經營者の合理的經營の能力を始め、經濟統制違反の狀況とか消費者に對するサービスの模様等をも勘案し、轉業者の決定、並にその轉換については・年齢資質・經驗・技能等により他の勞務に堪へ得るものより選定するはもとより、戦死者遺族・出征軍人家族・傷痍軍人等には特別の考慮を拂ひ、その就職に當つては練成輔導の道を講ずると共に收入の激減を與へぬやう考慮し、家族に對する就職授産も考へられ

る事業の完遂に協力せられるやう切望する次第である。

少年産業戰士の輔導

- 少年産業戰士の皇民的自覺と
一般職場人社會人の積極輔導

(保安課)

又、企業の整理統合に依り轉業する者の店舗・倉庫・手持品等に對する處理、並に債權債務の處理等についてもそれ〴〵斡旋の勞を執り、且つ職業轉換を行つた者が従前の企業に復歸を希望する場合に於ては、その企業が新規開業を認め得る事情にある時は、これが許可について優先的に考慮することとなつてゐるのである。

この詳細について説明することは略するが、小賣業者各位はよく政府の意のあるところを休せられこの重要にしてしかも困難な

六月十五日から二十一日までの一週間を少年産業戰士輔導週間として全國的運動が展開されてゐるのであるが、この運動は少年産業戰士並に一般青少年の時局勞務に對する一層の決意を期待すると共に、全國産業陣營に於ける青少年の教養保健、餘暇時間等の生活指導の萬全を期し、且つ一般職場人一般社會人に對し少年産業戰士への熱心なる指導育成を要望するものであつて、これは時局下産業戰士の任務愈々重大なる時、常に絶間なき留意と努力が爲されねばならぬ緊切の問題である。

今や大東亞戰爭勃發と共にいよゝ軍需産業其の他の重要産業の喫緊さを増し、世界に富強を誇つた米英を徹底的に屈伏せしめる爲には吾々は益々益々が經濟力を増強して積極的にまた持久的にその充實と能率の強化を必要とするのであつて、しかも一方には

00619

00621

界に類例なき廣域に戦線を擴大してこれを征服制壓しつゝある我が國として、今後益々少年産業戦士の活躍に俟たねばならぬこともまことに當然の歸結であつて、國家のこれら少年戦士の力に期する處の何如に大なるものがあるかは明かである。

大東亞戦争開始以來の赫々たる大戦果はいふまでもなく世界に比なき大御稜威と、皇國勇士の献身殉國の至誠並に銃後一億國民の熱誠なる支援によることもよりであるが、又皇軍が生命より重しとする兵器資材等の軍需生産に日夜骨を勞し精神を盡瘁しつゝある幾百萬の産業戦士の力に負ふことの絶大なるを忘れてはならぬ。

特に今日のわが大多數の少年産業戦士達は、年なほいとけなくして國民學校を卒業すると共に工場事業場等の職場に入り、第一線の皇軍にも負けぬ産業戦士とし、國家に奉公することを兩親への孝養として、意義深き日々の生活を築きつゝ國家の礎として雄々しく奮進してゐるのであつて、從來の如き勞務と賃金といった物資的通念をかなぐり捨て、聖なる職域奉公の皇國本然の勞務態校勢に歸一して活躍してゐる。

下しかし何といつても年若い少年である。郷土の友達と國民學士の學舎に平安に過してゐた彼等が、急に師友から離れ兩親の膝世を去り、純情なる希望に燃えて大東亞戦争下の産業戦線に参加

たものであつて、これに對して眞に皇國産業の使命と皇民勤勞の正しい意義を理解せしめ、その任務を自覺して自奮共勵せしめる爲には、一般職場人一般社會人がこれ等少年戦士の特質を充分理解して、この重大使命を持つ者に對する親愛懇切にして熱意と愛情による指導をなし、進んで純眞なる産業報國の熱意を育み伸ばすことが極めて大切である。

従つて少年産業戦士等が進んで自ら奮起の精神を一層發揚するは勿論、工場事業場等の先輩諸氏は少年戦士の親として又兄弟としてこれを愛育輔導し、一般社會の各位は未熟なる体格を以て皇國喫緊の勤勞に従事する少年戦士に對して格別の同情と愛護の精神を喚起し、輔導育成に協力せられるやう切望する次第である。

鳥取縣草刈大會

東伯郡古布庄村にて

(農務課)

決戦態勢下に於て銃後農村の守りとして農産物の生産擴充を圖るは眞に喫緊の要務と云はなければならぬ。而も金肥及び飼料の不足は兎角此の擴充完遂に大なる障害を生じやうとする實情に

00622

ある。之に對する方策は各方面で種々考究實施せられてゐるのであるが、中でも無盡藏と云つてもよい野草を刈り取ることに依つて自給肥料及び自給飼料の増産をなすことは、實に刻下焦眉の最も有効適切なる方策であると云はなければならぬ。

此の點に鑑み、中央に於ては毎年東京市荒川放水路堤防で「全日本草刈選手權大會」を實施し來つたのであつて、本年も来る八月二日同地に於て右大會を開催することとなつたので、本縣でも之に参加せしめるため町村大會、青年學校大會、郡大會、更に縣大會を實施して壯年部、農學校部、青年學校部からそれぞれ一名宛選抜派遣せしめることとなつた。尙ほ中央大會には女子部もあるのであるが本縣からは女子部の派遣はしないことに決定した。

鳥取縣草刈大會開催要綱を示すと次の通りである。

- 一、大會競技の種別
 - 1 壯年部 満二十歳以上の男子
 - 2 農學校部 甲種並に乙種農學校生徒
 - 3 青年學校部 (修鍊農場を含む) 満二十歳以下の男子
 - 4 女子部 全般
- 二、大會の種別
 - (一) 町村大會及び青年學校大會

町村農會及び青年學校主催で六月末日までに開催すること

(二) 郡大會

(イ) 郡市農會主催で行ふ(鳥取市は岩美郡へ、米子市は西伯郡へ合流)

(ロ) 町村優勝者を以て七月十日までに開催し、縣大會出場選手を定め、選手の住所、氏名、年齢を同十五日までに鳥取縣農會に必着するやう報告すること

(ハ) 郡大會を開催する際は前以て期日、場所等を縣農會に報告すること

(三) 縣大會

(イ) 期日 七月下旬頃實施

(ロ) 場所 東伯郡古布庄村の豫定

(ハ) 出場選手 壯年部、農學校部、青年學校部、女子部共各郡大會より二名宛

(ニ) 携行用具 砥石及びバケツを携行する事(鎌は支給)

(ホ) 審査方法 競技區點、草量點、刈跡點

(ヘ) 褒賞授與 知事に申請する

(ト) 其他 選手の旅費は片道實費を縣農會より負擔するが、往き分は各郡大會で負擔せられたい

(四) 全日本大會

00623

女子部を除き各部の優勝者各一名宛を選手として推薦出場せしめる。出場旅費、宿泊費は大會本部で負擔する。

三、その他
縣大會出場の役員及び選手共食費を携行すること

縣下各學校に

國民貯蓄組合を結成せよ

(振興課)

大東亞戰爭必勝のための國民總力の發揮は先づ國民貯蓄の増強にある。之が實踐に關しては支那事變發生以來各學校生徒兒童の涙ぐましい協力の下に着々實績を擧げつゝあるのであるが、昨年六月戰時貯蓄増強の推進力たらしめる目的を以て國民貯蓄組合法が施行せられ、従來行ひ來つた団体等の貯蓄に適用せられることとなり、従つて各學校生徒、兒童の貯蓄も同法第一條第四項たる「學校生徒又ハ兒童ヲ以テ組織シ戰時ニ於ケル國民貯蓄ノ増強ニ資スルタメ組合員ノ貯蓄斡旋ヲナスモノヲ謂フ」に該當することとなつたので、各學校に於ては六月十九日から同二十五日まで

實施せられる二百三十億貯蓄強調週間」を期し次の事項に基いて是非共「國民貯蓄組合」を結成されるやう切望する次第である。

◆實施事項

- (一) 設立届の作成提出 二部(縣、市町村)各一部
- (二) 組合長就、退任届作成提出 同(同)
- (三) 組合規約の作成提出 三部(縣、市町村)各一部、組合備付
- (四) 組合臺帳の作成提出 二部(縣、市町村)各一部
- (五) 貯蓄臺帳の作成 一部(組合備付)

◆實施對象

- (一) 國民學校兒童
- (二) 青年學校生徒
- (三) 中等學校生徒

戰捷第一次祝賀記念

ゴム製品の配給

(商工課)

今回戰捷第一次祝賀記念としてゴム毬、地下足袋、ゴム底布靴、ゴム靴、自轉車用タイヤ、ゴムベルト等多數のゴム製品が特別

00624

に配給されることになつた。

今本縣への割當を記すと、地下足袋は四七、九五一足、ゴム底布靴四四、四〇〇足がそれ〳〵四回に分れて入荷するが、地下足袋の二回分、ゴム底布靴の三回分は既に十八日から縣又は學校長の發行した切符で一般のものと同じやうに賣出されてゐる。販賣期間は十八日から十日間である。

ゴム靴も四回に分れて入荷することになつてゐるが、内譯は鑛山用三〇〇足、學童用一一、〇四〇足、大人用二、三四五足、農林用一、一九〇足で、其の中大人用の二、三四五足が入荷したので之も地下足袋やゴム底布靴と同様十八日より十日間販賣されることになつてゐる。

自轉車用タイヤ四、四〇〇本は既に業者に配給されて今販賣されてゐるが、ゴムベルトはまだ入荷してゐない。併し之も近く入荷するものと見られてゐる。

ゴム毬も國民學校兒童用として四五、五四〇個、軟式野球ボールとして六、四二〇個配給されることになつてゐるが、まだ現物が入荷しないので入荷次第各學校別に配給することになつてゐる。

以上今回の特別配給品には全部戰捷第一次祝賀記念のマークが入つてゐて、今更ながら日本人である有難さが身に沁みて感ぜられるのである。我々銃後にある者は皇軍將兵の御勞苦に感謝し

愈々銃後奉公に邁進しなければならない。

野生苧麻採取に努めよ

(農務課)

最近に於ける衣料其の他纖維原料需要の實情に鑑み、今後益々之が増産を獎勵して軍需並に民需の充足を圖るは最も緊要な事項である。

昨年これに對する緩和策の一として山野に自生してゐる野生苧麻(やまを)採集の一大運動を起して縣下の國民學校・青年學校その他により一千八百七十四貫の剝皮を蒐集し、これを原麻會社に販賣したところ今回第一回割當として作業服百五十一着、學生服三千九百着、學生ズボン八百本の還元配給を受けるといふ好果を得たのであつた。

本年も引き續きこの運動に邁進して、農會・商業組合と聯絡して兒童、生徒をして極力採集せしめ、戰時下小國民の國策協力に努めることとなつたので、是非格段の勵行を希望する次第である。

◎ 行旅死亡人

- 一 本籍地住所氏名 不詳 年齢六十七歳位男
 - 一 体格瘠型ノ身長五尺三寸頭髮九角刈、顔色蒼白、口大齒上全部無、下前齒ノミ有、耳普通、鼻短横廣
 - 一 着衣 破レタルメリヤスシャツ、股引、毛茶色胴卷二重トシビ袈裟衣
 - 一 所持品 現金七拾九錢墓口一ケ、ニユーム辨當箱一ケ、鉢一ケ、風鈴一ケ、鈴一ケ
 - 一 埋葬場所 岩手縣下閉伊郡津輕石村大字津輕石公葬地
 - 一 埋葬年月日 昭和十七年四月一日
- 右心當リノ向ハ直接該村長へ照會相成度

◎ 行旅死亡人

- 一 本籍住所氏名 不詳 二十五歳位男子
- 二 人相其ノ他 身長五尺三寸位、長顔中肉、特徴ナシ
- 藍色青年團服戰鬪帽ヲ着シ上下夏ズボンメリヤス夏シャツ黒足袋ニ下駄履現金九錢入墓口一箇、風呂敷一枚所持ス
- 三 取扱状況 縊死ヲ圖リタルモ繩切斷シ其ノマ、凍死シタルモノト認メラル昭和十七年二月二十一日安濃郡大田町大字大田才

成谷地内山林中ニ於テ發見同町山崎共同墓地ニ假埋葬ス
右心當リノ向ハ直接該町長宛照會相成度

◎ 行旅死亡人

- 一 本籍、住所、職業、氏名 不詳
 - 一 男女ノ別 男 推定年齢三十五歳位
 - 一 相貌、特徴 身長五尺四寸位、面長、頭髮五分刈、色白ク瘦身
 - 一 著衣及所持金品 黒毛糸シャツ、黒毛糸手袋、紺地ズボン、十一文地下足袋、所持金品ナシ
 - 一 死亡年月日 死後四箇月經過ト推定
 - 一 死亡場所 空知郡美唄町字美唄三菱美唄鑛業所旭臺九番層奥山中
 - 一 埋葬年月日 昭和十七年四月十二日美唄町共同墓地
 - 一 取扱者 美唄町長
- 右心當リノ向ハ直接該町長宛照會相成度

昭和十七年六月十九日印刷
昭和十七年六月十九日發行

鳥取縣 鳥取市 東町 縣
發行所 鳥取縣 氣高郡 大正村 大字 古海
印刷所 鳥取縣 刑務支所